

平成20年度の医療に関する税制に対する意見(抄録)

《消費税対策》

重点	1	社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度をゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めること。
	2	社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度をゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めるまでの措置として、医療機器、病院用建物等の消費税課税仕入対象資産について、税額控除又は特別償却を認める措置を創設すること。

《新医療法人対策》

重点	3-1	新たな医療法人制度において、旧医療法に定められた持分の定めのある社団医療法人(経過措置型医療法人)が新たな医療法人に移行する際に、移行が新医療法の理念に沿っていることに鑑み、課税が生じないよう必要な措置を講ずること。
	3-2	基金拠出型医療法人のために医業用資産を現物として基金拠出した場合の、拠出者に対する譲渡所得課税を拠出時から返還時に繰り延べること。
重点	3-3	医療法人の法人税率は公益法人の法人税率と同率とするとともに、新たな医療法人制度における社会医療法人・特別医療法人(平成24年3月までの経過措置)ならびに特定医療法人の法人税は 非課税とすること。
重点	3-4	特定・特別医療法人(平成24年3月までの経過措置)及び社会医療法人のために、寄付した場合において、以下の措置を講ずること。 ① 特定・特別医療法人及び社会医療法人を特定公益増進法人の範囲に含めて、寄付者に対する措置(損金算入・寄付金控除)を講ずること。 ② 個人が特別医療法人及び社会医療法人のために現物資産を寄付した場合におけるみなし譲渡所得について、寄付者に対する措置として特定医療法人と同様に課税対象から除外すること。 ③ 個人が特定・特別医療法人及び社会医療法人のために寄付した場合における相続財産に係る相続税について、寄付者に対する措置として社会福祉法人と同様に課税対象から除外すること。 ④ 特定・特別医療法人及び社会医療法人において、当該法人の寄付金収入について課税対象から除外すること。
	3-5	社会医療法人の発行する社会医療法人債の利息について所得税及び住民税について非課税とすること。

《事業税対策》

重点	4	社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置を存続すること。
重点	5	医療法人の事業税については、特別法人としての事業税率による課税措置を存続すること。

《産科医療対策》

重点	6	産科医・産婦人科医不足対策として、以下の措置を講ずること。 ① 分娩を取り扱う産科・産婦人科において、これらの診療科に係る自由診療報酬に係る所得について、事業税の課税対象から除外すること。 ② 分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う診療所については、法人税の大幅な軽減措置を講ずること。 ③ 分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う医師(個人事業主及び勤務医師)の所得税の大幅な軽減措置を講ずること。
重点	7	産科医療における無過失補償制度(仮称)において、医療機関が支払う保険料については全額必要経費または損金とすることとし、補償の対象者については受け取った補償額を所得税の課税対象から除外すること。

《地域医療対策》

	8	看護師・准看護師・助産師(以下看護師等)の人材確保を支援するため、看護師等に対する給与所得控除の最低限度額の引き上げ並びに夜間勤務手当の課税の軽減措置を講ずること。
重点	9	地域医療の確保を図るため、小児科医療、医師不足地域医療、救急医療、在宅医療のいずれかを担う診療所で、地域医療の確保上重要な診療所については、法人税及び所得税の軽減措置を講ずること。
重点	10	医師不足地域における診療所の事業承継を支援するため、診療所の土地建物を事業承継する医師等に譲渡する際の譲渡益について、軽減措置を講ずること。
重点	11	救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法に基づく助成金交付事業を行う法人のために、寄付した場合において、以下の措置を講ずること。 ① 寄付者に対する措置(損金算入・寄付金控除)を講ずること。 ② 個人が現物資産を寄付した場合におけるみなし譲渡所得について、寄付者に対する措置として課税対象から除外すること。 ③ 個人が寄付した場合における相続財産に係る相続税について、寄付者に対する措置として課税対象から除外すること。

《勤務医対策》

重点	12-1	病院に勤務する医師の支援として、小児科に勤務する医師並びに救急医療に携わる医師に対して所得税の大幅な軽減措置を講ずること。
重点	12-2	病院に勤務する医師の支援として、勤務医師に対して所得税の軽減措置を講ずること。

《予防医療対策》

重点	13	特定保健指導の受診者の自己負担分について、医療費控除の対象とすること。
----	----	-------------------------------------

《事業承継対策》

重点	14	医業を承継する時の相続税・贈与税制度をさらに改善すること。
----	----	-------------------------------

《設備投資対策》

15	病院等の医療機器に係る特別償却制度について、中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、特別控除制度の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずること。
16	中小企業投資促進税制(中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度)の適用期限を延長すること。
17	情報基盤強化税制(情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度)の適用期限を延長すること。
18	エネルギー需給構造改革投資促進税制(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度)の適用期限を延長すること。

《設備投資対策(つづき)》

19	病院・診療所用の建物、付属設備及び医療機器の耐用年数を短縮すること。
20	医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置を創設すること。
21	医療施設近代化準備金制度を創設すること。

《その他》

重点	22	社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)を存続すること。
	23	病院等が支出する医学・医術の研究等のための費用及び病院等が勤務する医師等の医学・医術の研究等のために助成した費用については、一般事業法人に認められている試験研究費に準ずるものとして、試験研究費の特別税額控除制度の適用を認めること。
重点	24	新たな公益法人制度において医師会等に対しては、寄付金課税、利子配当課税、収益事業課税等の特例措置を講ずること。
	25	企業年金の積立金に係る特別法人税を撤廃すること。